３　府教委の取組み

〇　毎年の継続した取組みとして、令和３年11月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長に対して、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出し、教職員の不祥事根絶に向けて、指導の徹底を指示した。

通達には、「児童・生徒、同僚教職員へのハラスメント」、「（わいせつ行為、痴漢等の）勤務時間外の不適切な行為」、「通勤手当の不正受給」等について、最近の懲戒処分等の事例を掲示するなど、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとるよう促した。

○　また、上記通達の発出に併せて、必携資料「不祥事『０（ゼロ）』に向けて」を改訂し、「懲戒処分とその影響」についての一覧を新たに掲載し、懲戒処分によって、給与面に影響が及ぶことや、教員免許状が失効する場合もあることについて示し、教職員への注意喚起を促した。